

Client Alert

2019年12月号 (Vol.72)

1. はじめに
2. 知的財産法：GDPRの地理的適用ガイドラインの最終版の採択及び日本の個人情報保護法の「いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱（骨子）」の公表
3. 競争法／独禁法：公取委、デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査報告書を公表
4. エネルギー・インフラ：バイオマス持続可能性ワーキンググループの中間整理
5. 労働法：厚労省、派遣労働者の同一労働同一賃金における『労使協定方式に関するQ&A【第2集】』を公表
6. 会社法：ISS、2020年版議決権行使助言方針（ポリシー）を決定
7. 危機管理：香港人権法の成立による香港事業等への影響
8. 一般民事・債権管理：保証意思宣明公正証書の作成に関する民事局長通達
9. M&A：改正外為法のM&A実務への影響
10. ファイナンス・ディスクロージャー：改正外為法の成立とファイナンスへの影響
11. 税務：東京高裁、多国籍企業代表者の住所が争われた事案で、日本の居住者性を否定した地裁判決を維持
12. 中国・アジア（インドネシア）：インドネシア語使用義務に関する大統領令
13. 新興国（アルゼンチン）：新たな外貨取引規制の導入と新政権の誕生
14. 国際訴訟・仲裁：外弁法の改正法案の閣議決定

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2019年12月号 (Vol.72) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

2. 知的財産法：GDPRの地理的適用ガイドラインの最終版の採択及び日本の個人情報保護法の「いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱（骨子）」の公表

(1) GDPRの地理的適用ガイドラインの最終版の採択

欧州データ保護会議（EDPB）は、2019年11月12日に、GDPRの地理的適用ガイドライン（Guidelines 3/2018 on the territorial scope of the GDPR (Article 3)）を採択しました。

Client Alert

https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/files/file1/edpb_guidelines_3_2018_territorial_scope_after_public_consultation_en.pdf

パブリックコメントに付された Version1.0 と比較すると、EEA（欧州経済領域）の域外の処理者に対する適用に関する考え方が明確化された点が注目されます。以下のとおり、域外の処理者に対する直接適用の範囲が広いことが明確にされたため、処理者の立場に立つ日本企業はこれを前提に GDPR 対応が十分かを確認する必要があります。

GDPR3 条 2 項は、EEA 域内のデータ主体に対する商品・サービスの提供、行動の監視と「関連する」処理行為にも適用されると定めています。今回のガイドラインでは、管理者による処理行為が、EEA 域内のデータ主体に対する商品・サービスの提供、行動の監視に関連していれば、管理者の代わりに当該処理行為を行うことを受託したあらゆる処理者の当該処理行為には、3 条 2 項が適用されることが明確化されました。

具体的には、管理者であるブラジル企業がフランスで広告を行い、商品の販売を行っている場合に、ブラジル企業（処理者）に対して、各顧客の過去の注文に基づいてカスタマイズされた特別なオファーを作成し、これに関連するデータ処理を行うように委託した場合には、処理者（ブラジル企業）には、3 条 2 項により GDPR が直接適用されるという例がガイドラインで紹介されています。

(2) 日本の個人情報保護法の「いわゆる 3 年ごと見直し制度改正大綱（骨子）」の公表

個人情報保護委員会は、2019 年 11 月 29 日に「個人情報保護法いわゆる 3 年ごと見直し制度改正大綱（骨子）」を公表しました。今回公表されたのは、4 頁の短い骨子ですが、今後年内に、大綱が公表される予定です。その後、条文案が公表され、来年の通常国会での改正成立を目指すというスケジュールとなっており、今後動向を注視する必要があります。

<https://www.ppc.go.jp/news/press/2019/20191129/>

パートナー 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769
✉ yoshifumi.onodera@mhm-global.com

パートナー 田中 浩之
☎ 03-6266-8597
✉ hiroyuki.tanaka@mhm-global.com

3. 競争法／独禁法：公取委、デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査報告書を公表

2019 年 10 月 31 日、公取委は、「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査報告書（オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引）」を公表

Client Alert

しました。同報告書は、2019年1月に開始した「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査」の一環として、デジタル・プラットフォームにおける取引のうち、問題点の指摘が多いとされるオンラインモールやアプリストアといった事業者との取引を対象に行った調査について、問題点とそれらに対する独禁法上の考え方を明らかにするとともに、取引の公正性・透明性を高め、公正な競争環境を確保するために必要となる競争政策上の考え方を明らかにしています。なお、同報告書に先立ち、公取委は2019年4月に中間報告を公表しています。

同報告書では、オンラインモールやアプリストアを運営するデジタル・プラットフォーマーの取引上の地位について、①市場における有力な地位、②独占・寡占的な地位、③優越的地位に分け、それぞれについて考え方を明らかにした上で、問題となり得る行為を、次のように明らかにしています。

- ・ 取引先に不利益を与え得る行為（規約変更による取引条件の変更、消費者に対する返品・返金の際の対応）：優越的地位の濫用として問題となるおそれ
- ・ 競合事業者を排除し得る行為（他のアプリストア等の利用制限、取引データを利用した運営事業者の直接販売、自己又は自己の関連会社と異なる取扱い）：競争者に対する取引妨害等として問題となるおそれ
- ・ 取引先の事業活動を制限し得る行為（最恵国待遇条項、アプリ内課金手数料の設定とアプリ外決済の制限）：拘束条件付取引として問題となるおそれ

以上については、オンラインモールやアプリストアを展開する事業者においてはコンプライアンス上の注意点として、出店する事業者においては独禁法の観点から取引条件等の改善を模索するきっかけとして、活用できるものといえます。

公取委は、デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等について、今後はデジタル広告の分野を対象に実態調査を行う方針を明らかにしており、当該調査においては、デジタル・プラットフォームが例えば検索市場やSNS市場と広告市場との両面でサービスを提供しているような特性を有していることも踏まえることを明らかにしていますので、引き続き注視すべきであるといえます。

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

4. エネルギー・インフラ：バイオマス持続可能性ワーキンググループの中間整理

2019年11月18日、バイオマス持続可能性ワーキンググループは、2019年4月から検討を重ねてきた農産物の収穫に伴って生じるバイオマス燃料の持続可能性の確認に関する中間整理（「中間整理」）を公表しました。

Client Alert

中間整理によれば、パーム油以外の輸入の農産物の収穫に伴って生じるバイオマス燃料についても、今後新たに、RSPO 認証を必要な水準・項目のベースとして、第三者認証の取得による持続可能性の確認が求められることとなります。具体的には、PKS 等の副産物の場合、主に以下の確認が求められます。

- 発生地点について P&C 認証の取得が求められるとともに、その先から発電事業者の手前までのサプライチェーン上のすべての地点について SC 認証の取得が求められます。また、(主産物か副産物かを問わず) SC 認証のみを取得することとなる各主体が法令違反等を行ったことを発電事業者が知った場合には、直ちに経済産業省にその状況を報告すること及び当該主体に対して改善を指導する等により法令遵守を促すことが義務付けられ、仮に改善することが見込まれず法令違反が継続する場合には、すべての主体が法令遵守するようサプライチェーンを再構築することが求められます。
- 発生地点以降から発電所に至るまでのサプライチェーン上において、非認証燃料と混合することなく認証燃料が分別管理されていることの確認 (RSPO 認証におけるアイデンティティ・プリザーブド (IP) 及びセグリゲーション (SG) 認証の取得) が求められます。

このように、中間整理によれば、PKS 等の副産物についても RSPO 認証等の取得を求められることとなりますが、実務上は、事業期間に亘りかかる要件を満たした燃料を確保できるか否かが、プロジェクトの成否を左右する重要なポイントとなります。

上記の制度変更については、調達価格等算定委員会に対する報告及びパブリックコメント等の実施を経て、2020 年 4 月までに事業計画策定ガイドラインに反映される (施行時期は 2022 年 3 月末) ことが予定されておりますので、関係事業者はこれらの動向を引き続き注視して、意見提出の要否等を検討する必要があるでしょう。

パートナー 小林 卓泰

☎ 03-5223-7768

✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com

アソシエイト 山路 諒

☎ 03-6213-8126

✉ ryo.yamaji@mhm-global.com

アソシエイト 秋元 純

☎ 03-6212-8364

✉ jun.akimoto@mhm-global.com

Client Alert

5. 労働法：厚労省、派遣労働者の同一労働同一賃金における『労使協定方式に関する Q&A【第2集】』を公表

働き方改革関連法の一環として、派遣労働者の同一労働同一賃金等を定めた改正労働者派遣法（「改正派遣法」）が、2020年4月1日に施行されます。同法では、派遣元事業主における派遣労働者の公正な待遇確保の手段として、派遣先との均衡・均等待遇方式を原則としつつも、一定の要件を満たす労使協定を締結し、当該協定に基づいて一定水準を満たす待遇を行うこと（「労使協定方式」）が認められています（改正派遣法30条の4第1項）。かかる労使協定では、賃金の決定方法について、派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金（「一般賃金」）の額と同等以上の賃金額となるものであること等が必要となります（同項2号イ及びロ）。かかる一般賃金の金額は、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地を含む地域において派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者であって、当該派遣労働者と同程度の能力及び経験を有する者の平均的な賃金の額」とされています（改正派遣法施行規則25条の9）。

[本レター2019年8月号 \(Vol.68\)](#) では、2019年7月8日に厚生労働省から公表された「令和2年度の『労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」と題する通達（「本通達」）¹の概要についてご説明しましたが、本号では、本通達を受けて公表された、2019年11月1日に「労使協定方式に関する Q&A【第2集】」（「Q&A第2集」）を取り上げます²。

Q&A第2集は、2019年8月19日に公表された「労使協定方式に関する Q&A」（「Q&A第1集」）³を前提に、「労使協定の締結」「基本給・賞与・手当等」「退職金」の3つの項目に分けて、20のQ&Aを取り上げており、Q&A第1集では触れられていなかった論点について、新たに行政解釈が示されています。

例えば、労使協定の締結の項目では「現在、協定対象派遣労働者の基本給等が一般賃金の額を上回るものとなっている場合に、通勤手当等を新たに支給する一方で、基本給を引き下げ、派遣労働者の賃金の総額を実質的に引き下げることは可能か。」との質問に対しては、「改正労働者派遣法の目的に照らして問題である。」との厚労省の姿勢が示されています（問1-2。但し、当然のことながら違法とまではされておらず、ケースバイケースでの判断によるものと思われる。）。

また、「基本給・賞与・手当等」の項目では「固定残業代は、一般賃金と同等以上を確保する協定対象派遣労働者の賃金の対象としてよいか。」との質問に対しては、当該賃金対象に時間外、休日及び深夜労働手当が含まれないことから、固定残業代も同様に含まれないとした上で、直近の事業年度において上記手当を超えて支払われた固定残業代については、協定対象派遣労働者の賃金の対象としてよいとの解釈が示されています

¹ <https://www.mhlw.go.jp/content/000526710.pdf>

² <https://www.mhlw.go.jp/content/rk2.pdf>

³ <https://www.mhlw.go.jp/content/rk1.pdf>

Client Alert

(問 2-1。但し、労使間での十分な議論の上、判断することが望ましいとされています。)

この度、Q&A 第 1 集に続いて Q&A 第 2 集が出されたことから、労使協定方式に対する世間からの関心が高く、多数の問い合わせがなされていることがうかがわれます。2020 年 4 月 1 日の施行まで半年を切る中、派遣元事業者としては、本通達及び 2 つの Q&A をもとに、労使協定方式による具体的な待遇について検討を行う必要があります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ taichi.arai@mhm-global.com

アソシエイト 南谷 健太

☎ 03-6266-8540

✉ kenta.minamitani@mhm-global.com

6. 会社法：ISS、2020 年版議決権行使助言方針（ポリシー）を決定

米国の議決権行使助言会社である、Institutional Shareholder Services Inc. (「ISS」) は、2019 年 11 月 11 日、2020 年版の各国の議決権行使助言方針（ポリシー）を公表しました（「2020 年ポリシー改定」）。このうち、日本向けの 2020 年版議決権行使助言方針（「2020 年版ポリシー」）では、親会社や支配株主を有する企業に求められる取締役会の独立性について、取締役会において ISS の独立性基準を満たす社外取締役が 2 名以上いることを求める現行の基準に加え、その割合が取締役会を占める取締役の 3 分の 1 以上であることを求め、この基準を満たさない場合、監査役設置会社では経営トップである取締役の選任議案、指名委員会等設置会社では指名委員である取締役（指名委員が ISS の独立性基準を満たす社外取締役の場合を除く）の選任議案に対して、反対推奨を行う旨定めています。ISS は、従来より、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社に対して、社外取締役（ISS の独立性基準を満たすか否かを問いません。）が取締役会を占める取締役の 3 分の 1 以上であることを求めています。今回は、親会社や支配株主を有する企業について、ISS の独立性基準を満たす社外取締役が取締役会を占める取締役の 3 分の 1 以上であることを求め、親会社や支配株主を有する企業における少数株主の権利の保護の拡充を図るものです。なお、2020 年版ポリシーでは、猶予期間について特段の言及は行われていないため、2020 年ポリシー改定は、2020 年 2 月から施行される見込みですので、注意が必要です。

また、2020 年ポリシー改定には、今回新たに公表された改定点に加え、2018 年 11 月に公表され適用開始までに猶予期間が設けられていた改定案による改定（「2019 年ポリシー改定」）も含まれるため、併せて注意が必要です（2019 年ポリシー改定については本レター [2018 年 12 月号 \(Vol.60\)](#) 参照）。2019 年ポリシー改定の施行に伴い、政策保有銘柄企業出身の社外取締役及び社外監査役は、ISS の独立性基準に照らして独立性

Client Alert

がないものと判断されます。この政策保有銘柄は、有価証券報告書の「保有目的が純投資以外の目的である投資株式」を参照して決定される予定です。かかるISSの方針改定は、各社に独立性の高い取締役会の構成の再考を促すとともに、政策保有株式の保有に関する合理性の再検討をも求める趣旨で改定されたものといえます。

2020年版ポリシーは、2020年2月に開催される株主総会から適用されます。各社は、2020年ポリシー改定を踏まえて、自社の取締役会構成について再考するとともに、株主総会の議案の内容を検討していく必要があります。

<参考資料>

ISS : 「ASIA-PACIFIC PROXY VOTING GUIDELINES UPDATES FOR 2020」(2019年11月11日)

<https://www.issgovernance.com/file/policy/latest/updates/Asia-Pacific-Policy-Updates.pdf>

ISS : 「2020年版ISS議決権行使助言方針(ポリシー)改定に関するコメント募集」(2019年10月8日)

<https://www.issgovernance.com/file/policy/proposed-benchmark-policy-changes-2020-Japanese.pdf>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

Client Alert

7. 危機管理：香港人権法の成立による香港事業等への影響

米国では、今年の11月27日に、トランプ米大統領が「2019年香港人権・民主主義法(Hong Kong Human Rights and Democracy Act of 2019)」「(「香港人権法」)」に署名し、同法が成立しました。

香港人権法は、香港の政治状況の検証を米国政府に義務付けています。同法の内容は以下のとおりです。

- 国務省は、連邦議会に対して、香港の「一国二制度」が機能しているかを毎年報告する必要があります。
- 商務省は、連邦議会に対して、中国が香港を介して米国の輸出管理制度及び経済制裁を回避していないかを毎年報告する必要があります。
- 米大統領は、香港政府が米国市民を中国本土又は被告人の権利が不十分な国への引き渡しを可能にする法律を提案又は策定した場合には、連邦議会に対して、香港在住の米国市民を保護するための戦略等を報告する必要があります。
- 米大統領は、連邦議会に対して、香港で人権侵害を犯した人物を報告する必要があります。かかる人物には、米国への入国禁止処分その他の制裁が科されます。

中国は、かかる香港人権法の成立に既に強く反発しており、米中間の貿易戦争がさらに激化するとともに、長期化することが予想されます。今後、香港人権法の成立を受け、予期せぬ形で米国の経済制裁や中国の報復措置等が発動される可能性もあり、また、香港の政情も引き続き不安定であることから、香港において又は香港に関連した事業を展開している企業は、警戒レベルを上げて、今後の米国・中国政府等の動向を十分に注視していく必要があります。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

アソシエイト 御代田 有恒

☎ 03-6266-8989

✉ aritsune.miyoda@mhm-global.com

Client Alert

8. 一般民事・債権管理：保証意思宣明公正証書の作成に関する民事局長通達

2020年4月1日より、民法改正法が施行されますが、事業のために負担した貸金等債務（「事業貸金等債務」）を主債務とする個人による保証契約等については、(1) ①主債務の特定か、②根保証の場合には極度額の定めが必要であることに加えて、(2) 保証契約締結日前1ヶ月以内にあらかじめ保証意思宣明公正証書が作成されていなければ効力を生じないものとされています。なお、保証人が、主債務者である法人の取締役、執行役、議決権の過半数を有する株主等である場合には、保証意思宣明公正証書の作成は必要ありません。

かかる改正は、事業貸金等債務を主債務とする保証契約においては、保証債務の額が多額になりやすいにもかかわらず、リスクを十分に自覚しないまま保証契約を締結してしまう事例が多いことから、主債務の特定や極度額の定めを必須にするとともに、公的機関である公証人が保証予定者と直接面接し、リスクを理解していることを確認した上で保証契約の効力を認めることとしたものです。公証人は、保証人のリスクに対する認識や保証意思を具体的に確認することが必要とされている上、保証人に保証契約の具体的内容を口授させ、当該口授を公証人が筆記し、保証人に読み聞かせ、閲覧させなければならぬとされています。また、公証人は、主債務者の財産状況等に関する情報提供の有無や内容等を記録に残さなければなりません。

民法改正法施行後は、保証意思宣明公正証書が適切に作成されることによって、債権者・保証人ともに保証契約の内容に関する認識に齟齬がなくなること及び経営者保証ガイドラインの公表後に各金融機関において取組みが始まっている経営者保証に依存しない融資等が進展することが期待されます。

パートナー 稲生 隆浩
☎ 03-5220-1857
✉ takahiro.inou@mhmjapan.com
アソシエイト 浅井 大輔
☎ 03-6266-8752
✉ daisuke.asai@mhmjapan.com

9. M&A：改正外為法のM&A実務への影響

2019年11月22日、「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」（「改正外為法」）が参議院で可決され成立し、同11月29日に公布されました。改正外為法は、公布から6ヶ月以内の政令が定める日に施行するとされています。同施行日以降に実行される株式取得等のM&A取引については、改正外為法の適用があるため、留意が必要です。

Client Alert

改正外為法では、事前届出又は事後報告の対象となる、上場会社等の株式・議決権の取得の範囲が拡大されています。現行の外為法では、「10%以上」の株式・議決権を取得する取引が、事前届出又は事後報告の対象とされていましたが、改正外為法ではその閾値が「1%以上」に引き下げられました。

また、改正外為法では、事前届出が免除制度が導入され、一定の要件を満たす場合、「国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きいものとして政令で定めるもの以外」については、事前届出が免除されます（免除される場合、事後報告が必要とされます。）。但し、改正外為法上、何が免除対象外とされるかは具体的には規定されておらず、今後、政令・告示において明らかにされるものと考えられます。従前、外国投資家による本邦企業の株式取得等の M&A 取引では、デュー・デリジェンス等で事前届出業種の該当性が検討されていましたが、今後は事前届出の免除が得られるかという点の検討も重要になると考えられます。なお、対象会社としては、自社が届出・報告主体とならない場合も、買主側の外為法の手続が全体のスケジュールに影響を及ぼす可能性があることに、留意する必要があります。

その他、M&A 実務に影響の大きい点としては、ファンドが株式・議決権の取得を行う場合の取り扱いが明確化されたことが挙げられます。これまで届出・報告義務を負う主体に混乱が見受けられましたが、改正外為法の下では、民法上の組合、投資事業有限責任組合又は外国法上の組合において、①非居住者等が出資額の 50%以上を拠出している場合又は②非居住者等が業務執行組合員の過半数を占めている場合には、組合自身が外国投資家と扱われ、背後の投資家ではなく組合自身が対内直接投資の届出・報告の義務を負うと整理されました。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 齋藤 悠輝

☎ 03-5220-1878

✉ yuki.saito@mhm-global.com

10. ファイナンス・ディスクロージャー：改正外為法の成立とファイナンスへの影響

2019年11月22日、「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」が成立し、同月29日に公布されました（「本改正法」）。本改正法は、外国投資家による対内直接投資等への監視を強化する内容と、一定の投資については事前届出義務を免除する制度を新設する内容を含んでおり、グローバル・オフリングや第三者割当増資等本邦企業による海外からの資金調達の実務にも影響を及ぼす可能性があると考えられます。

Client Alert

(1) 外国投資家による対内直接投資等への監視の強化

外国投資家が事前届出業種である上場会社の株式等の取得を行う場合、事前届出が必要なケースは、従来は10%以上の株式等の取得等を行う場合に限定されていたところ、本改正法により1%以上の株式等の取得等を行う場合に拡大されました。これにより、事前届出対象業種に該当する本邦上場会社の実施するグローバル・オファリングや第三者割当において、当該オファリングに参加する又は第三者割当の割当先となる外国投資家が、当該企業の発行済株式総数又は総議決権数の1%以上に相当する株式数又は議決権を取得することとなる場合には、下記(2)の事前届出免除制度の対象となる等の例外に当たらない限り、事前届出が必要となります。また、事前届出書受理後は、原則として30日間の不作為期間が終了するまでは当該取得等を行うことができないため、グローバル・オファリング・第三者割当におけるクロー징日の設定等のスケジュールリングに影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事前届出免除制度

2019年10月25日付の財務省からの公表資料（「本公表資料」）等においては、事前届出免除を受けるためには、投資家は、株式等の取得時において①外国投資家又はその密接関係者が役員に就任しないこと、②重要事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しないこと、③非公開の技術・情報にアクセスしないこと、という基準を遵守する必要があるとされています。他方で、本公表資料は、たとえ投資家がかかる基準を遵守する場合であっても、投資先である上場会社が「武器製造、原子力」「電力、通信」等、「国の安全等を損なうおそれ大きい」業種である場合は事前届出免除の対象外であるとしています。もっとも、かかる事前届出免除の基準及び免除の対象外となる業種については、現時点でこれ以上に具体的な内容は明らかにされておらず、今後、政省令・告示において明確化されることが想定されます。

本改正法は、当局により「2020年の春頃の施行を目指す」旨の方針が示されており、それまでに政省令・告示案の内容が公表・確定されると思われ、今後の動向が注目されます。

なお、本改正法のエクイティ・ファイナンスへの影響の詳細については、当事務所のキャピタル・マーケット・プラクティス・グループが2019年11月25日に [News Letter](#) を発行しておりますので、そちらもご参照ください。

パートナー 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com

アソシエイト 森田 理早

☎ 03-6213-8124

✉ risa.morita@mhm-global.com

Client Alert

11. 税務：東京高裁、多国籍企業代表者の住所が争われた事案で、日本の居住者性を否定した地裁判決を維持

東京高裁は、2019年11月27日、日本国籍を有し、日本を含む複数の国で事業を展開する多国籍企業の代表者（「X」）に関し、日本の居住者には該当しないとして、Xが居住者に該当することを前提とする課税処分を取り消した地裁判決（東京地裁令和元年5月30日。当該地裁判決の詳細は当事務所の [WEALTH MANAGEMENT NEWSLETTER 2019年8月号（Vol.16）](#) 参照）について、国側の控訴を棄却し、当該地裁判決を維持しました。

Xは、日本、インドネシア、米国、シンガポール及び中国に所在する企業の代表者であり、日本、シンガポール及び米国を生活の拠点としていました。その他の国を含め、課税処分の対象となった年分に係るXの各国の滞在日数は下記のとおりです。

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
日本	93 日	105 日	83 日	128 日
シンガポール	82 日	70 日	80 日	68 日
米国	97 日	87 日	104 日	75 日
インドネシア	30 日	32 日	30 日	36 日
中国	56 日	43 日	40 日	33 日
その他	7 日	28 日	28 日	26 日

本判決は、Xは非居住者に該当するとした地裁判決を全面的に支持した上で、さらに以下の三点を補足しました。

まず、従前のXの生活の本拠は日本にあったところ、過去にあった生活の本拠たる実態が日本から移転したと認めるべき事情が存在しないとの国の主張に対しては、Xが、「経営する会社の活動を日本から海外に広げ、日本と海外に複数の居所を有し、海外滞在日数が徐々に増加していったのであるから、通常の引っ越しのように、特定の日又は期間に目に見える形で生活の本拠が日本から海外に移転するというイベント的なものが存在しないのは当たり前」であり、国の主張は、「検討手法として時代遅れである。」と指摘しています。

また、地裁判決が、Xがシンガポールを拠点としてインドネシアや中国その他の国への渡航を繰り返していることを理由に、シンガポールに加えてこれらの国々の滞在日数も合算して日本の滞在日数と比較したことが誤りであるとの国の主張に対しては、Xが「インドネシア等への渡航の利便性も考慮して、定住できる態勢の整った居宅をシンガポールに構えていたこと」を踏まえ、「シンガポールをハブ（拠点）とする他国への短期渡航はシンガポール滞在と実質的に同一視する方が経済社会の実態に適合する。」として、退けています。

Client Alert

最後に、Xは、金額だけでなく、その質からも、その資産の多くを日本国内に保有しており、課税処分の対象となる各年分に日本国内の資産を増加させ、シンガポール国内の資産を減少させていたとの国の主張に対しては、Xが「日本国籍を有し、生計を一にする妻らの生活の本拠も日本にあったから、金額及びその質の面から日本国内の保有資産が大きくなるのは自然であり、さらに、資産の所在は、それだけで居住者判定に大きな影響力を与える要素ではない。」と断じ、Xが代表者を務める海外法人への「業務への従事状況、シンガポールを中心とする日本国外滞在日数を考慮するとき、資産の所在を理由に日本国内の居住者と判定するには無理がある。」と指摘しています。

国側は、本判決に対して現段階では不服を申し立てていないとのことであり、本判決が確定するのかが注目されます。

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト 緒方 航
☎ 03-5220-1838
✉ ko.ogata@mhm-global.com

12. 中国・アジア（インドネシア）：インドネシア語使用義務に関する大統領令

1. インドネシア：インドネシア語使用義務に関する大統領令

2019年9月30日、インドネシア語使用義務に関する大統領令2019年63号（「本新規則」）が公布・施行されました。本新規則は、国旗、国語、国章、国歌に関する法律2009年24号（「言語法」）の施行規則となります。

(1) 言語法下での規制及び実務

言語法では、①インドネシア人又はインドネシア法人が含まれる覚書・契約書（「契約書等」）についてはインドネシア語使用が必要、②外国当事者が含まれる契約書等については、外国語又はインドネシア語を併記することが可能である旨定められています。

この言語法は、契約当事者にインドネシア人又はインドネシア法人（日系企業のインドネシア現地法人についてもインドネシア法に基づき設立されているためインドネシア法人として扱われます。）等が含まれている限り適用される強行法規であり、当事者の合意によりその適用を排除することはできないと考えられています。

また、言語法上、インドネシア語版の契約書等を作成しない場合の効果は定められていません。しかし、インドネシアでは、言語法に従いインドネシア語版の契約書が作成されていないことを理由の一つとして、契約を無効とする最高裁判決も過去に出されて

Client Alert

いることから、実務的には慎重を期してインドネシア語版の契約書の作成が行われる事例が近時はさらに増えてきています。

さらに、言語法上は明確な規定はないものの、実務上は、外国当事者が含まれる契約書等につき、英語等の外国語版を作成する場合には、インドネシア語版と外国語版に齟齬がある場合には外国語版を優先することは可能という解釈が一般的には定着しており、また、(できるだけ同時に締結することが望ましいものの)外国語による契約書等を先に締結し、追ってインドネシア語版の契約書等を作成・締結するという実務例も多くみられてきたところです。

(2) 本新規則で定められた内容

本新規則では、上記①及び②と同様の内容が規定されるとともに、③英語を含む外国語は、契約書等に関する理解を同一にするための、インドネシア語に対応するもの又は翻訳(「翻訳等」)として用いられる旨、④外国当事者が含まれる契約書等について翻訳等と解釈に齟齬が生じた場合には、契約書等において合意された言語が優先する旨が新たに規定されました。

④により、外国当事者が含まれる契約書等について、合意により外国語を優先言語とすることが可能であることが明確化され、従来からの実務が確認されたといえます。但し、外国当事者が含まれる場合に限ってこのような規定を置いている趣旨については定かではなく、インドネシア人又はインドネシア法人のみが当事者の場合の規律にどのような影響を与えるかは、今後の解釈の動向に注意を払う必要があります。

また、③に関しても、インドネシア人又はインドネシア法人が含まれる契約書等について、外国語版の作成時点でインドネシア語版が存在することが必要であるとの解釈を示す実務家もあり、この点に関する解釈もまだ固まっていません。もし、このような解釈が正しい場合、これまでの実務とは異なり、少なくとも外国語版と同時にインドネシア語版を作成・締結する対応を行う必要性が生ずることになり、大きな影響があります。今後の実務がどのように推移するかについて注視が必要です。

なお、本新規則においても、インドネシア語版の契約書等を作成しない場合の効果は規定されていません。そのため、インドネシア語版の契約書等を作成しない場合の効果として、当該契約が無効になる可能性があるという解釈が引き続き維持されるように思われます。本新規則については施行後間もなく、これまでの実務に与えるインパクトが大きいことから、今後の実務動向を注視する必要があります。

パートナー 竹内 哲

☎ +65-6593-9755 (シンガポール)

✉ tetsu.takeuchi@mhm-global.com

アソシエイト 井上 諒一

☎ 03-6213-8104

✉ ryoichi.inoue@mhm-global.com

Client Alert

13. 新興国（アルゼンチン）：新たな外貨取引規制の導入と新政権の誕生

アルゼンチンでは、深刻な経済・金融危機を受け、2019年9月に新たな外貨取引の規制が導入されました。

主な内容としては、アルゼンチン国内の会社（親会社がアルゼンチン国外にある場合におけるアルゼンチン国内子会社も含みます。）が、外国為替市場で外貨を購入する場合や、輸入等の取引に伴って一定額以上の海外送金をする場合等にはアルゼンチン中央銀行の承認を得ることが必要となりました。また、アルゼンチン国内の会社が商品やサービスの輸出取引により収入を得た場合、それを一定期間内にアルゼンチン国内の金融市場で、アルゼンチンペソに変換しなければならないこととなりました。

これらの規制はアルゼンチンに子会社・支店を有する日本の会社にも適用され、現地法人に対する貸付けや現地法人が行う借入れに加え、親会社への利益・配当金の海外送金その他各種取引について影響が生じ得ます。

上記規制は2019年12月31日までの時限措置となっています。しかしながら、アルゼンチンでは、経済・金融危機による緊縮財政に対する不満等も一因となり、2019年10月の大統領選挙戦において、左派政党のアルベルト・フェルナンデス氏が現職右派のマウリシオ・マクリ氏を破り、新政権が誕生することとなっています。そのため、今後、新政権により新たな政策が導入される可能性もあり、同国の状況には引き続き注視していく必要があります。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

アソシエイト 小林 央忠

☎ 03-5220-1872

✉ hirotada.kobayashi@mhm-global.com

アソシエイト 上田 優介

☎ 03-5223-7773

✉ yusuke.ueda@mhm-global.com

Client Alert

14. 国際訴訟・仲裁：外弁法の改正法案の閣議決定

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（「外弁法」）の一部を改正する法律案が2019年10月18日に閣議決定され国会に提出されました。現在開かれている臨時国会での成立を目指しています。

現在の外弁法においては、「外国（原資格国）において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するもの」は一定の要件を満たして法務大臣から承認を受けて、外国法事務弁護士として登録し、日本において、原資格国に関する法律事務を行うことができます。

また、日本国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件については、当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者である場合には、外国法事務弁護士が代理人として活動することが認められています。しかし、日本企業同士の仲裁事件の代理を行うことはできず、例えば、日本企業と外国企業の日本子会社間の仲裁事件等、実質的には国際仲裁事件といえるものであっても、外国法事務弁護士が代理人となることはできないといった制約がありました。

改正案においては、当事者の親会社の全部又は一部の親会社が外国企業であるような事件についても、外国法事務弁護士が代理することを認める等、外国法事務弁護士が代理することができる国際仲裁事件の範囲を拡大しています。

また、同時に外国法事務弁護士が「国際調停事件」についても代理することを可能とする、外国法事務弁護士となるための職務経験要件を緩和する、日本弁護士と外国法事務弁護士が共同法人の設立を可能とする等が改正案となっています。

改正案が成立すれば、外国の弁護士が日本でより活動しやすくなり、日本における国際仲裁の活性化が期待されます。

パートナー 横田 真一朗

☎ 03-6212-8365

✉ shinichiro.yokota@mhm-global.com

Client Alert

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『発電事業のプロジェクトファイナンスにおけるリスク分析と契約実務の勘所』

開催日時 2019年12月12日(木) 13:30~16:30

講師 末廣 裕亮

主催 JPI (日本計画研究所)
- セミナー 『基礎から学ぶ発電プロジェクトの契約実務』

開催日時 2019年12月13日(金) 14:00~17:00

講師 村上 祐亮

主催 株式会社 新社会システム総合研究所
- セミナー 『施行直後のカリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)の最新実務対応と米国データ保護法の現状と未来』

開催日時 2020年1月8日(水) 14:00~17:00

講師 田中 浩之

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『施行直後のCCPAの実務対応を中心としたグローバルデータ保護規制の最新動向』

開催日時 2020年1月9日(木) 13:30~16:30

講師 田中 浩之

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『ケース研究 責任能力が問題となった裁判員裁判』(2019年11月刊)

出版社 株式会社現代人文社

著者 柴田 勝之、田中 亜樹 (共著)
- 本 『すぐに使える! 企業の危機管理書式集』(2019年12月刊)

出版社 株式会社中央経済社

著者 藤津 康彦、梅津 英明、山内 洋嗣、新井 朗司、金山 貴昭、塚田 智宏、千原 剛、村田 昇洋、大川 信太郎、竹市 涼
- 論文 「公正なM&Aの在り方に関する指針」の意義と実務への影響(下)」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2211

著者 石綿 学、内田 修平 (共著)

Client Alert

- 論文 「国際的株主代表訴訟に関する実務と学説の対話 -2019年IPBA年次総会を契機にした今後の学説実務の協働に向けて-」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2213
著者 小松 岳志（共著）
- 論文 「中国最新法律事情（235）薬品管理法（2019年改正）について」
掲載誌 国際商事法務 Vol.47 No.11
著者 本間 隆浩、崔 俊
- 論文 「日系企業の海外ビジネス環境改善に向けた経済連携協定の戦略的活用」
掲載誌 国際商事法務 Vol.47 No.11
著者 畠山 佑介
- 論文 「IoT 先端技術の法律問題（第1回）自動運転をめぐる法制度の現状と今後の方向性」
掲載誌 NBL No.1157
著者 戸嶋 浩二、佐藤 典仁、芳川 雄磨
- 論文 「不正・不祥事対応と弁護士・依頼者間秘匿特権」
掲載誌 月刊監査役 No.701
著者 山内 洋嗣
- 論文 「「公正なM&Aの在り方に関する指針」によるM&A実務への影響」
掲載誌 企業会計 Vol.71 No.12
著者 毛阪 大佑
- 論文 「AI技術がもたらす変革と企業法務への影響」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.31 No.12
著者 岡田 淳
- 論文 「イベント法務☆集中講座(7)安全配慮義務①」
掲載誌 会社法務 A2Z 2019年12月号
著者 佐々木 奏
- 論文 「譲渡制限付株式と退職所得の関係に関する近時の動向」
掲載誌 週刊税務通信 No.3577
著者 酒井 真

Client Alert

- 論文 「法制面からの官民ファンド分析」
掲載誌 証券アナリストジャーナル Vol.57 No.11
著者 石田 幹人

- 論文 「改正民法のはなし（その12）わかりやすい民法（債権編）」
掲載誌 民事法務 No.390
著者 内田 貴

- 論文 「従業員による不祥事の予防と発生後の対応策」
掲載誌 労政時報 3982号
著者 安倍 嘉一、南谷 健太

- 論文 「弁護士が精選！重要労働判例－第221回 佐賀県立高校（病気休暇の公表に対する賠償請求）事件」
掲載誌 WEB 労政時報
著者 山岡 孝太

- 論文 「Getting the Deal Through - Healthcare Enforcement & Litigation 2020 – Japan Chapter」
掲載誌 Getting the Deal Through - Healthcare Enforcement & Litigation 2020
著者 浦岡 洋、岡田 淳、井上 ゆりか

- 論文 「Cyber Incident Response and Data Breach Notification (Japan)」
掲載誌 Data Privacy Advisor
著者 田中 浩之、北山 昇、嶋村 直登

- 論文 「Information Security Considerations (Japan)」
掲載誌 Data Privacy Advisor
著者 田中 浩之、北山 昇、嶋村 直登

- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Investor-State Arbitration 2020 - Japan Chapter」
掲載誌 The International Comparative Legal Guide and the International Business Reports
著者 金丸 祐子、ダニエル・アレン

Client Alert

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

➤ ALB M&A Rankings 2019 にて高い評価を得ました

Thomson Reuters が発行する ALB (Asian Legal Business) 2019 年 9 月号の特集記事「ALB M&A Rankings 2019」にて、当事務所は日本の法律事務所として Tier 1 に選ばれました。

なお、Thailand においては、Chandler MHM (バンコクオフィス) が Tier 1 に選ばれております。

➤ 西本 良輔 弁護士が入所しました

(西本 良輔 弁護士からのご挨拶)

深秋の候 皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の大阪オフィスにて執務することになりました、西本良輔と申します。

2007 年の弁護士登録以来、大阪の色川法律事務所において、人事労務関係の訴訟・紛争案件を中心として、主に関西のクライアントの皆様のため、企業法務全般に従事してまいりました。

その後、一念発起して公正取引委員会の特定任期付職員(審査専門官)となり、審判・訴訟対応等の独占禁止法の審査実務に当局側として従事してまいりました。また、東証一部上場メーカーの法務部にも勤務させていただき、グローバルな企業活動・ビジネス感覚・クライアント目線に触れる機会を得ました。

これまでにお世話になった方々への感謝の念も込め、今後は新たなフィールドで、過去の経験を総合して知見を深めるべく一層精進を重ねるとともに、何よりクライアントの皆様のご期待に沿うために現在すべきことを最優先し、職務に邁進する所存でございます。

皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com